

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	21-1	資料番号	62-2	担当課	薬務衛生課
許認可等の内容	指定検査機関の指定						
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (抄) (平成二年六月二十九日号外法律第七十号) (食鳥検査機関の指定)</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、その指定する者 (以下「指定検査機関」という。) に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、食鳥検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 職員、設備、食鳥検査の業務の実施の方法その他の事項についての食鳥検査の業務の実施に関する計画が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施のための適切なものであること。</p> <p>二 前号の食鳥検査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。</p> <p>三 食鳥検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって食鳥検査の業務が不公正になるおそれがないこと。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。</p> <p>三 第三十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。</p> <p>四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 第二号に該当する者</p> <p>ロ 第二十六条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しないもの。</p> <p><法第二十六条第三項> (役員等の選任及び解任)</p> <p>第二十六条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、その指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、当該指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p><法第二十八条> (業務規程)</p>							

第二十八条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、その指定に係る都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

<法第三十一条>

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

<法第三十三条>

(指定の取消し等)

第三十三条 都道府県知事は、その指定検査機関が第二十二条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、その指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以下の機関を定めてその行わせることとした食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 第二十二条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
- 三 第二十六条第三項、第二十八条第二項又は第三十一条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行ったとき。
- 五 不正な手段により指定を受けたとき。

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（抄）（平成二年六月二十九日号外厚生省令第四十号）
(指定の申請)

第三十四条 法第二十一条第二項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第二号による申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（食鳥検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務に係る事業計画書を含む。）及びそれに伴う収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 次に掲げる役員に関する書類
 - イ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - ロ 役員のうち、法第二十二条第二項第四号イ又はロのいずれにも該当する者がいないことを証する書類
- 六 一般社団法人にあつては、社員の氏名又は名称を記載した書類
- 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 八 次に掲げる事項を記載した食鳥検査の業務の実施に関する計画書
 - イ 食鳥検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ロ 食鳥検査の業務を行う事務所ごとに次に掲げる事項
 - (1) 食鳥検査の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (2) 食鳥検査の業務の概要

(3) 配置する検査員の数

- ハ 手数料の収納の方法に関する事項
 - ニ 食鳥検査の実施の方法に関する事項
 - ホ 食鳥検査の実施の手続に関する事項
 - ヘ 食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類の種類並びにそれらの管理に関する事項
 - ト 検査員の選任及び解任に関する事項
 - チ 検査員の研修に関する事項
 - リ その他食鳥検査の業務の実施に関し必要な事項
- 九 検査員の氏名及び略歴を記載した書類並びに第三十七条第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 十 食鳥検査の業務を行おうとする事務所ごとに食鳥検査に用いる機器等の概要及びその整備計画を記載した書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

<厚生労働省令で定める事項>

(業務規程)

第四十一条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項は、第三十四条第八号に掲げる事項とする。

2～3 (略)